

○糸魚川市縁結びコーディネーター事業実施要綱

平成22年 2月26日

告示第33号

改正 平成24年 3月27日告示第58号

平成29年 3月31日告示第54号

平成30年 6月20日告示第180号

平成31年 3月29日告示第60号

令和 4年 3月31日告示第88号

(目的)

第1条 この要綱は、当市の人口減少及び少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に歯止めをかけるため、縁結びコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の支援活動により結婚を希望する独身の男女が結婚し、定住人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身の男女 結婚をしていない者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を除く。）で、市内に住所を有する者及び結婚を機に市内に居住を希望する者をいう。
- (2) 居住 当市に住民登録し、市内に住むことをいう。
- (3) 縁結び活動 結婚を希望する独身の男女及び親族からの相談に応じ、結婚に至るまでの支援活動をいう。

(コーディネーターの業務)

第3条 コーディネーターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 縁結び活動
- (2) 第6条に規定するコーディネーター連絡会議への出席又は情報交換
- (3) 結婚に関する情報収集及びコーディネーター相互の連携

(コーディネーターの募集)

第4条 コーディネーターは、公募する。

(コーディネーターの応募資格及び登録)

第5条 コーディネーターに応募することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第1条に規定する目的に対する理解及び意欲を有する者
 - (2) 市内に居住する者又は市内の事業所等に勤務する者
 - (3) 独身の男女の情報を有し、円滑に縁結び活動に取り組むことができる者
- 2 前項の規定に該当し、コーディネーターになろうとする者は、縁結びコーディネーター登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、申込書の提出があったときは、審査の上、適否を決定し、適当と認めたとをコーディネーターとして登録し、縁結びコーディネーター登録証(様式第2号)を交付する。
- 4 コーディネーターの登録期間は、登録の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 5 市長は、登録したコーディネーターを市のホームページ等により公表するものとする。ただし、個人情報の公表を希望しない者については、この限りでない。

(コーディネーター連絡会議)

第6条 市長は、コーディネーターの活動を円滑に行うため、コーディネーター連絡会議を開催し、コーディネーター相互の情報交換に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 縁結び活動に要する費用は、コーディネーターが負担するものとする。ただし、市長が必要に応じて開催する相談会等においてコーディネーターに縁結び活動を要請する場合は、糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年糸魚川市条例第40号)第2条第2号に規定するパートタイム会計年度任用職員のうち事務補助の業務を行う職員の1時間当たりの賃金に実働時間を乗じて得た額を市長が負担するものとする。

(実績報告)

第8条 コーディネーターは、縁結び活動により独身の男女が結婚し、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合は、縁結びコーディネーター事業実績報告書(様式第3号)。

以下「実績報告書」という。)により、市長に報告するものとする。

- (1) 結婚した男女とも、市内に居住していること。ただし、市長が特に認める場合は、結婚した日から2年以内に市内に居住した場合も認めるものとする。
- (2) 結婚した男女とも、結婚した日以前に国内に1年以上継続して住所を有すること。

(謝礼金)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領し、その内容を審査の上、適正と認めるときは、謝礼金として結婚した男女1組につき88,000円をコーディネーターに支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 コーディネーターは、縁結び活動を推進するために必要な場合を除き、縁結び活動により知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(糸魚川市縁結びハッピーコーディネート事業実施要綱の廃止)

- 3 糸魚川市縁結びハッピーコーディネート事業実施要綱(平成19年糸魚川市告示第75号)は、廃止する。

前 文(平成24年3月27日告示第58号)抄

平成24年4月1日から施行する。

前 文(平成29年3月31日告示第54号)抄

平成29年4月1日から施行する。

前 文(平成30年6月20日告示第180号)抄

告示の日から施行する。

前 文（平成31年 3月29日告示第60号）抄
平成31年 4月 1日 から施行する。

前 文（令和 4年 3月31日告示第88号）抄
告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

糸魚川市長 様

縁結びコーディネーター登録申込書

私は、糸魚川市縁結びコーディネーター事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

登録番号	※この欄は市が記入します。		
住 所	〒		
ふりがな		年齢	歳
氏 名		職業	
電話番号 (日中連絡できる 電話番号を記入 願います。)	<input type="checkbox"/> 自 宅	—	—
	<input type="checkbox"/> 携 帯	—	—
	<input type="checkbox"/> その他	—	—
	()		
勤 務 先 (市外在住の場合 は必ず記入願 います。)	所在地		
	名 称		
過去の縁結びの 実績等			
活動範囲	<input type="checkbox"/> 市 全 域		
	<input type="checkbox"/> 上越地域		
	<input type="checkbox"/> 特定地区()		
その他PR事項			

様式第2号（第5条関係）

縁結びコーディネーター登録証

様

糸魚川市縁結びコーディネーター事業実施要綱第5条第3項の規定により、糸魚川市縁結びコーディネーターとして登録しました。

登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

糸魚川市長



様式第3号（第8条関係）

（表）

年 月 日

縁結びコーディネーター事業実績報告書

糸魚川市長 様

コーディネーター 住所
氏名

糸魚川市縁結びコーディネーター事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

縁結び活動により 結婚した男女	住所	
	夫妻氏名及び旧姓	夫 (旧姓：) 妻 (旧姓：)
添付書類	婚姻及び市内居住申告書	
結婚に至るまでの 支援活動の内容		
謝礼金の支払先	金融機関	
	口座番号	
	口座名義	
その他特記事項		

(裏)

年 月 日

糸魚川市長 様

住所
氏名 夫
妻

婚姻及び市内居住申告書

私たちは、結婚しましたので下記のとおり申告します。

なお、この申告書の記載事項に偽りのないことを確認するため、私たちの婚姻及び住所に関する市の戸籍又は住民基本台帳の閲覧を認めます。

記

- 1 私たちは、 年 月 日に婚姻の届出をしました。
- 2 私たちの婚姻に至る過程において、縁結びコーディネーターの 様から以下の支援活動をいただきました。
 - ・ _____
 - ・ _____
- 3 私たちは、本日現在、糸魚川市内に住民登録をしています。

【以下、市記入欄】

要件	確認日	備考
婚姻年月日	年 月 日	
国内に1年以上住所を有する	年 月 日	
住民基本台帳登録	年 月 日	
確認者 職・氏名		